

富谷市福祉健康センターサークル

登録の手引き

1 福祉健康センター

地域の高齢者からの各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜等を総合的に供与し、もって高齢者が健康で明るい生活ができるよう老人福祉法に規定する施設として設置された施設です。

そのために、福祉健康センターでは、富谷市社会福祉協議会の指定管理のもと、上記の理念を実現するため、活動を行う利用者に対し活動場所の提供などの支援を行っています。

【老人福祉法第1条（目的）】

この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

【富谷市福祉健康センター】

名 称	住 所	連絡先
福祉健康センター	富谷市富谷西沢 13 番地	022-358-7466

2 富谷市福祉健康センターサークルとは

富谷市福祉健康センターサークル（以下、「サークル」という。）は、福祉健康センターと連携を図り、年間を通じて学習活動や知識及び技術の習得を通じて仲間と親睦を深めながら、広く地域の高齢者やその他の利用者同士の交流を深めることを目的として活動するものです。

また、福祉健康センターでは「富谷市福祉健康センターサークル登録制度」を設け、登録要件を満たす団体の学習活動を支援しています。

【サークル活動】

- (1) 地域住民同士の交流を通じた生きがい活動
- (2) 介護予防・健康づくり等に関する活動
- (3) 趣味やレクリエーション活動

3 福祉健康センターサークルの登録要件

福祉健康センターサークルとして登録する団体は、次のすべての要件を満たさなければなりません。

- (1) 60歳以上である5人以上（原則）の会員で構成されていること。
- (2) 会員は富谷市内に在住していること。富谷市以外の住所の方は、富谷市内に在勤している場合は可能とすること。

※指導者がサークル会員の中から選ばれている場合は、登録メンバーとして数えることとなりますが、指導者（講師）を外部へ依頼する場合は、登録メンバーには含まれません。

- (3) 代表者は、市内に在住、または在勤していること。
- (4) 団体の名称に特定の会員の名前や、企業名等を使用しないこと。
- (5) 会員が主体となり、運営及び活動を自主的に実施していること。

- (6) 指導者（講師）を必要とする場合は、サークルから指導を依頼すること。
- (7) 指導者が営利目的のために受講生を募集したサークルでないこと。
- (8) 営利を目的としたカルチャーセンターや塾及びこれに準ずる活動を行わないこと。
- (9) 特定の政党及び宗教を支持し、宣伝や勧誘、又は、他の政党及び宗教の反対活動などを行わないこと。
- (10) 福祉健康センターサークルは、広く門戸をひらき、入会希望者を拒まないこと。
- (11) 年度途中で、登録内容に変更（会員の入会・脱退も含む）がある場合は、「福祉健康センター届出用紙」に必要事項を記入し、速やかに福祉健康センターへ提出すること。
- (12) サークル活動についての情報を公開すること。
- (13) 福祉健康センターより、サークルにおける収支決算等の照会があった場合は、その求めに応ずること。
- (14) 福祉健康センター事業などへの協力依頼があった際は積極的に協力すること。

4 福祉健康センターサークルの登録方法

(1) 必要書類の提出

福祉健康センターサークルとして登録するためには、申請が必要です。必要な書類は、次のとおりです。

- ① 福祉健康センター届出用紙
- ② 会員名簿
- ③ 規約又は会則（制定されている場合）

(2) 提出期限

- ① 随時登録 提出期限：登録内容を審査の上、翌日から利用可能です。

(3) 登録承認及び取り消し

提出された必要書類について、登録要件等の確認を行い、福祉健康センター管理者が登録を承認します。

また、登録の有効期限は登録完了日の年度の3月31日までとなります。

なお、登録要件を満たさない場合や、虚偽の申請その他不正の手段により登録の承認を受けた場合、登録されたサークルとしてふさわしくない行為をしたと認められた場合は、登録を取り消すこともあります。

※入会等の問い合わせがあった場合は、了解を得た上で代表者の連絡先をお伝えします。

5 福祉健康センターサークルへの支援内容

福祉健康センター管理者は、福祉健康センターサークルとして登録されたサークルに対し、次のとおり活動の支援を行っています。

- (1) 福祉健康センターの優先利用（一般利用申請の前に事前申請が可能）

6 富谷市福祉健康センターの利用申請について

(1) 年間日程等を「福祉健康センターサークル届出用紙」に記載いただき提出いただきます。

※公的行事を優先するため、許可を受けた後でも取り消しや変更をしていただく場合がありますので、予めご了承ください。

※休館日は、原則として土日祝日、年末年始（12月28日～1月4日）になります。また、館内清掃等で利用できない場合があります。

(2) 福祉健康センターを利用できる時間は次のとおりです。申請時間は、準備・後片付けの時間を含めた時間です。ただし、福祉健康センター管理者が特に必要と認めた場合はこの限りではありません。

午前／9:00～12:00	午後／13:00～17:00
---------------	----------------

(3) 福祉健康センターサークルの利用は、月2回最大3時間までを原則とします。

(4) 他団体との交流のために利用する場合は、必ず福祉健康センター管理者に報告してください。

(5) 反省会や納会等、通常の活動と異なる場合には、別途、申請が必要です。

7 福祉健康センター利用上の心得（注意事項）

(1) 使用する権利を他の者に譲渡又は転貸しないこと。

(2) 許可された目的以外に使用しないこと。また、施設の現状を変更しないこと。

(3) 使用後は必ず清掃（モップがけ）してください。ごみはお持ち帰りください。

(4) 使用した用具等は、元の場所に返却し、整理整頓に心がけてください。

(5) 使用許可時間は、準備及び後片付け清掃を含んだ時間です。

(6) 使用後は、後片付け・清掃ののち「施設使用報告書」に必要事項を記入し、提出する。

施設使用報告書は、全員が施設（会場）から退出した後に提出してください。

(7) 使用時間前に施設（会場）に入ることは、ご遠慮願います。

(8) 施設や備品を破損、汚損または紛失した際には、必ず職員へ報告してください。

なお、その際は弁償若しくは現状に回復していただきます。

(9) 騒音等で、近隣の住民の方、他の利用者の迷惑にならないように配慮してください。

(10) 出入りは必ず正面玄関から行なってください。靴は下駄箱に入れてください。

(11) 飲食は所定の場所をご利用ください。（※熱中症対策による水分補給を除く。）

飲食可能エリア：ホール、和室等 ※館内での「飲酒」はできません。

(12) 敷地内は全面禁煙です。（健康増進法の一部を改正する法律）

(13) 活動室等には盗難防止の観点から、サークル及び個人所有の用具・物品は置かないでください。置いていた場合、万が一、紛失や盗難があったとしても、当センターは一切の責任を負いかねます。（現状の物品の撤去は難しいため）

(14) ホール、和室等は、自由来館者の休憩場所にもなりますので、他の利用者の方と譲り合っ

での使用をお願いいたします。また、長時間の利用はご遠慮ください。

- (16) 家電機器類の持ち込み及び使用は原則として禁止とします。
- (17) 湯沸室の利用は、湯茶用のお湯を沸かす以外での利用（調理など）はできません。なお、火気使用の際は火元から目を離すことのないようにしてください。
- (18) 福祉健康センターのトイレを利用する際は、必ずトイレ用の履物に履き替えてください。
- (19) 福祉健康センターに車で来場する際は、しんまち公園の駐車場をご利用ください。
- (20) 福祉健康センター敷地内・しんまち公園駐車場での事故、盗難については、福祉健康センターでは責任を負いかねますので十分ご注意ください。
- (21) サークル活動場所は、福祉健康センター内とします

8 福祉健康センター栄養指導室の利用について

福祉健康センター栄養指導室は利用者皆さんの栄養指導室です。次に使う方が気持ちよく使えるよう心がけましょう。食物を扱う場所ですので、衛生面には十分気を配り清潔に心がけましょう。

- (1) 栄養指導室専用の履物に履き替えてください。
- (2) ガス使用の際は換気扇を回し、使用後は必ず元栓を締めてください。
- (3) ごみ袋・布巾・雑巾・ラップ・スポンジやホイルなどは各自お持ちください。
- (4) 流し台の中には、小さなごみも残さないように注意してください。
- (5) 床は、使用後必ず掃いて、モップで拭いてください。
- (6) 栄養指導室の履物は、使用後必ずごみを取り、雑巾で拭いて消毒もしてください。
- (7) ごみは必ずお持ち帰りください。
- (8) 使用後は使用した調理台ごとに調理用品の数量を確認し、使用報告書・栄養指導室使用簿を記入し、職員又は管理人の点検を受けてください。

9 避難所、感染症対応などへのご協力をお願い

災害などの緊急事態の際は、福祉健康センターが避難所等として使用される場合があります。

なお、感染症やその他不測の事態の対応として、福祉健康センターの利用制限や緊急閉館なども想定されます。ご予約いただいた場合でも利用できないことがありますので、予めご了承ください。

【福祉健康センター留意事項】

1. 室内のテーブルを使用する際は、キャスターのストッパーの切り替えを必ず行なってください。ロックの状態では移動すると故障や、床に傷が付く原因となりますので注意してください。
2. 冷暖房の使用や照明は節電等にご協力をお願いします。
3. 忘れ物の保管は概ね1ヶ月間とします。期限経過後は処分いたしますので、忘れ物にお気づきの際には速やかに福祉健康センターまでご連絡をお願いします。
4. 会員募集のポスターやチラシなどは、あらかじめセンター職員に許可を得てください。
5. 他のサークルと時間や施設が重複しないような利用申請をお願いします。
6. 希望される時間や施設が重複する場合は、状況により団体の利用時間を制限させていただく場合がありますので、ご了承ください。
7. 駐車場はしんまち公園駐車場としておりますので、ご了承ください。

令和 年 月 日提出

福祉健康センターサークル届出用紙（当初・変更）

福祉健康センターサークルの登録にあたり、会員名簿を添えて次のとおり届け出ます。

ふりがな				結成 年月	昭・平・令 年 月	
サークル名				種別		
代 表 者	氏 名			郵便 番号	—	
	年 齢	歳	生年月日	大・昭	年 月 日	
	住 所					
	電 話					
会 員 数	合 計 名			会 員		
			男	名		
			女	名		
主な目的						
活 動 費	<input type="checkbox"/> なし					
	<input type="checkbox"/> あり	<ul style="list-style-type: none"> ・年額 ・月額 ・1回あたり ・()ごとに 	円	内 訳	会 費	円
					その他収入	円
使用施設						
活動日時	毎月 第	曜日	時 間	時	分から	
	毎週	曜日		時	分まで	
活動計画 及び内容						

令和 年度 福祉健康センターサークル会員名簿 (当初・変更)

令和 年 月 日提出

No.	会員氏名	年齢	住 所	電話番号	区分 (市外住所者のみ記入)
1					在 勤・その他
2					在 勤・その他
3					在 勤・その他
4					在 勤・その他
5					在 勤・その他
6					在 勤・その他
7					在 勤・その他
8					在 勤・その他
9					在 勤・その他
10					在 勤・その他
11					在 勤・その他
12					在 勤・その他
13					在 勤・その他
14					在 勤・その他
15					在 勤・その他
16					在 勤・その他
17					在 勤・その他
18					在 勤・その他
19					在 勤・その他
20					在 勤・その他
21					在 勤・その他
22					在 勤・その他
23					在 勤・その他
24					在 勤・その他
25					在 勤・その他